

福井県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			1.5E-1	1.5E+1	14.8
64	エトフェンプロックス	8.5E+0	5.9E+0	2.2E+0	1.1E+1	27.8
117	テブコナゾール				1.2E+0	1.2
139	トラロメトリン			2.1E+0	8.8E-1	3.0
140	フェンプロパトリン			9.9E-1		1.0
153	テトラメトリン	9.1E+1	3.2E+0	8.2E+1	4.4E-2	176.0
181	ジクロロベンゼン	1.9E+2	8.8E+1			281.8
225	トリクロルホン		3.0E+0			3.0
248	ダイアジノン		3.2E-1			0.3
251	フェニトロチオン		8.0E+1	1.3E+0		81.4
252	フェンチオン	2.0E+0	2.9E+1	2.0E+0		33.4
256	デカン酸				1.7E+0	1.7
350	ペルメトリン	1.1E+1	1.6E+1	6.8E+0	2.4E+1	58.3
405	ほう素化合物		3.3E-2	1.9E+1	5.3E-1	19.5
427	カルバリル			7.2E+1		71.6
428	フェノブカルブ			4.6E+1	6.4E+1	110.8
457	ジクロールボス	4.1E+1	2.9E+2			330.6
合 計		3.5E+2	5.2E+2	2.3E+2	1.2E+2	1216.2

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等